



資料2-1 自然共生サイト（仮称）認定の試行（後期）と 試行を踏まえた対応について

2023年1月13日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



第1回（9月16日）

- OECMの設定・管理を推進するための取組について
- 自然共生サイト（仮称）試行（前期）と対応について

第2回（1月13日）

- 自然共生サイト（仮称）試行（後期）と対応について
- インセンティブの検討状況について

第3回（3月8日（予定））

- 自然共生サイト（仮称）認定の正式運用について
- OECMの設定・管理を推進するための取組について
（来年度以降の取組予定含）

➤ 以下のプロセスを試行

- ① 申請書作成
- ② 事務局予備審査
- ③ 有識者審査委員会による審査 (事前の書面審査を追加)
- ④ 審査結果の通達

➤ 協力サイト：33サイト（概要は資料2-2のとおり）

➤ 実施スケジュール：

日程	実施内容
2022年9月	協力サイト決定
2022年9月～10月	申請書（試行版）の作成～提出
2022年10月～11月	事務局予備審査(試行版)の実施
2022年11月	有識者審査委員書面審査(試行版)の実施
2022年11月末～12月始め	有識者審査委員会(試行版)の開催
2023年1月	審査結果(試行版)の通達

■ 試行後期審査委員会における審査結果（全33サイト）

- 審査の結果、
基本的に「試行結果として認定相当」との判断。
- なお、生物多様性情報や管理計画、モニタリング計画に改善の余地あり等、指摘があった部分については、正式申請に向けて、今後、対応がなされることを期待。

◆試行後期に対する主な意見・指摘①

- サイト自体の情報（生物情報等）や管理計画が整っていることが重要。
- 周辺地域との位置関係や、周辺地域と比較しどのような特徴があるのかが重要。
- 里山だった場所を開発し造成した緑地等においては、周辺地域との関係に係る過去の経緯に留意が必要。
- 造成した緑地やビオトープにおいては、種が確認されたことのみ注目するのではなく、自然繁殖ができているか、定着しているかに留意。
- 認定やOECM登録によって公開される情報の整理が必要。
- 申請者に対して基準の考え方を、例示を交える等 分かりやすく伝えることが重要。

◆試行後期に対する主な意見・指摘②

- 申請-認定可能な場所から進めていくことで、自然共生サイトの意義や価値を地域が認識し、申請-認定が周辺地域へ波及することを期待。
- 特に企業においては、企業の保有する技術や強みをサイト保全に活かし（例えば、光害防止シートやセンサーでのリアルタイム観測）、企業の本来業務と結びつけることで、更なる発展・展開を期待。
- 自然共生サイト認定をきっかけに、ESG投資がなされたり、地域が活性化することを期待。
- 自然共生サイト認定をきっかけに、担当者の取組が組織内で評価されることを期待。
- 様々なタイプの事例を試行できたことは効果的。
来年度からの正式運用も含めて、事例を蓄積していくことが重要。

令和4年度 第1回OECM検討会 資料から抜粋

◆ 試行前期に対する主な意見・指摘

- モニタリングが重要。その際、目的・ゴールを踏まえることや、簡易な手法によることが重要。
- 申請前・認定後における伴走支援・サポート体制の充実が重要。
- 現地確認の扱いについて検討が必要。
- 外来種の問題などネガティブ情報も入手できる仕組みが重要。
- 申請を促進するインセンティブが重要。
- 多くの分野から申請があるよう普及啓発・理解醸成が重要。

試行後期を踏まえた対応（詳細は資料2-3）

■ 「認定基準（案）」及び「基準の詳細（案）」について

- 表現の適正化以外、修正なし。一方で、申請マニュアル等にて、基準の解説を充実させることが重要。

■ 「添付資料（案）」について

- 手続きの簡素化・審査の効率化等のため、「区域の確認資料」や「統治責任者及び管理責任者の確認資料」等について修正。

資料2-3 認定基準（案）を、来年度からの正式運用において用いていくこととしたい。

<名称>

- 「自然共生サイト」

<正式運用スケジュール（予定）>

- 令和5年4月から開始。
- 令和5年度は前期（4月～）、後期（8・9月頃～）の2回実施。
- 認定プロセスは 試行後期で実施したプロセスを基本とする。
（スライド12～参照）
- 認定後は、5年を目途に状況の確認（点検）を想定。
- 認定者は、30by30アライアンスメンバーにもなっていていただくことを想定。

当面は国直轄で運用しながら、課題点を洗い出し、より効率的・効果的な仕組みになるよう改善を図っていく予定。

<正式運用における試行サイトの扱い>

- 4月以降に正式申請の意向を確認の上、意向があれば、その旨を審査委員会に報告し、正式な判断をいただく予定。
- なお、試行実施以降に、指摘への対応など改善を図った場合は、その内容も併せて審査委員会に報告し、管理や質の更なる向上が図られることを期待。

<試行から見えてきた申請にあたっての重要なポイント>

- ① 申請区域が確定しているか。
- ② 申請することについて、土地所有者・管理責任者の同意が得られているか。
- ③ 申請区域の情報（生物多様性の価値）を説明する資料は揃っているか。
- ④ 申請区域の管理計画やモニタリング計画は定まっているか。

【サイト毎の必須項目】

1. **サイトの名称**（英語および日本語）
2. **サイトの所在地**
（GISデータをもとにしたサイトの境界データ（ポリゴンデータ）を表示。
境界データが入手できない場合はサイトのポイントデータ）
3. **面積**
4. **認定年**

【任意項目】

5. **ガバナンス形態**（国・自治体・民間企業・NPOといった属性を登録）
6. **土地所有形態**（国・自治体・民間企業・NPOといった属性を登録）
7. **管理責任者の名称**
8. **管理計画のURL**
9. **補足情報**
10. **管理目的**（一次的保全、二次的保全、付随的保全 から選択）

本格運用における認定プロセスは以下を基本とすることを想定。
具体的にはR 4 試行を通して検討。

ステップ1：事前相談～本申請

ステップ2：事務局による予備審査

ステップ3：審査委員会による審査

ステップ4：認定及び結果通知

認定の仕組みの試行（認定実証事業）

- 認定基準や審査プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合に、どのような課題があるかを洗い出し、令和5年度からの本格運用に向けて必要な修正を行う。
- 前期（5～8月）、後期（9～12月）の2回に分けて実施

◆ 審査委員会の審査の進め方について

＜試行前期での主な指摘＞

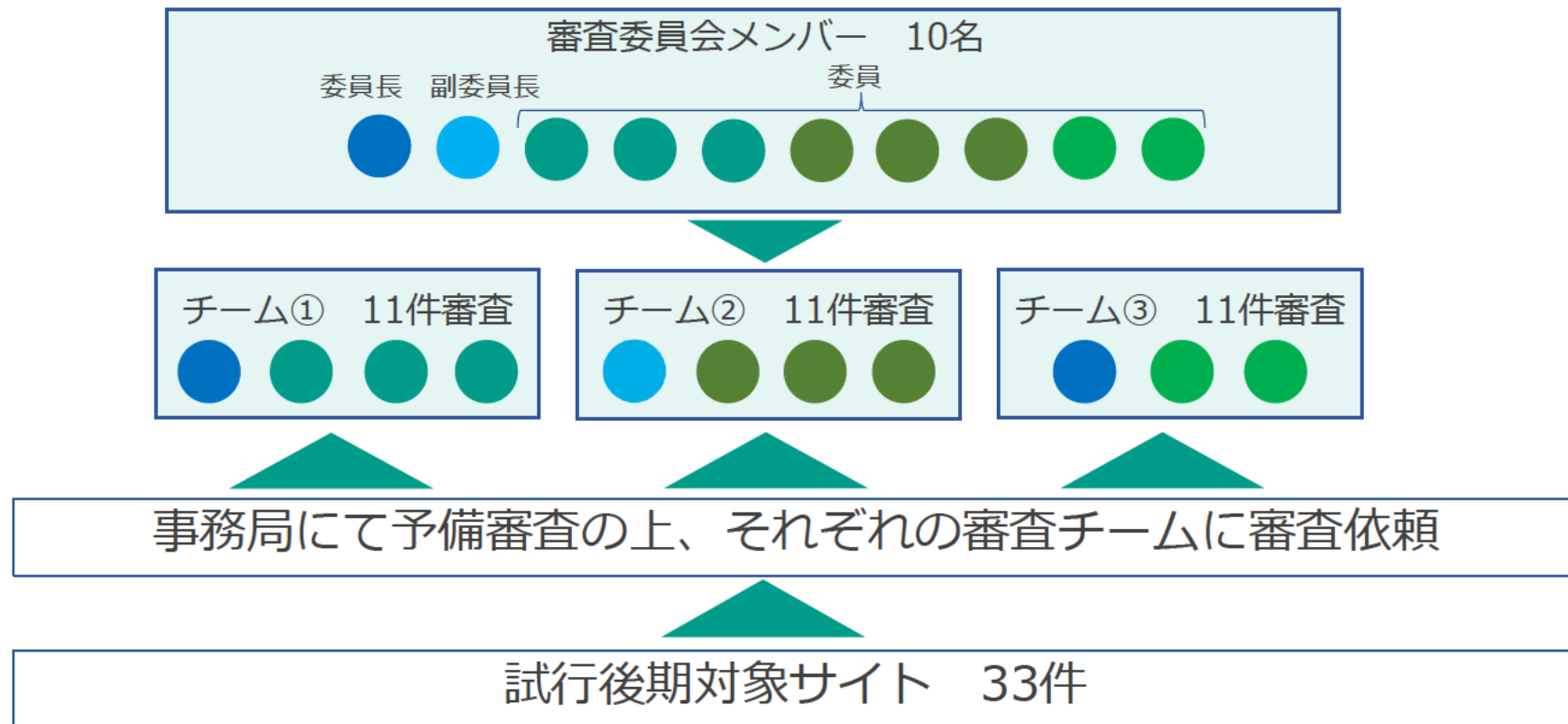
- 審査の時間が足りない。
- 審査委員会の前に事前に内容確認する工夫も重要。
- 審査委員会での申請者とのやりとりは重要。



＜試行後期での主な変更点＞

- 審査グループ分けを2チームから3チームに変更。
- 審査委員会の前に、書類審査を実施。
- 書類審査の結果を踏まえて、審査委員会の場での議論にメリハリをつける。

「試行後期 審査委員会」体制



審査委員による審査の流れ

1. 書面審査の実施（3段階で評価）
2. 書面審査の結果を踏まえて審査委員会の場で議論（サイト管理者も参加）

◆「審査の進め方」に対する主な意見・指摘

- 全般的な審査の進め方は問題なし。
- 事前の書面審査は有効。
- 審査委員会の場合での申請者とのやりとりは重要。
伴走支援の面からも重要な機会。
- 書面審査の指摘に対し、申請者が回答を準備した上で
審査委員会で議論することが望ましい。



＜正式運用に向けた改善の方向性（案）＞

- 試行後期審査の進め方を基本。その上で、書面審査の期間
及び書面審査～審査委員会までの期間を確保。